

生駒市と奈良労働局の雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、地域産業の振興及び市民の多様な働き方や暮らし方を推進する生駒市と、多様な人材が活躍できる就業環境の整備をはじめ、幅広い世代の就労支援を担う総合労働行政機関である厚生労働省奈良労働局（以下「奈良労働局」という。）が、それぞれの強みを活かして密に連携し、雇用や労働に関する施策の実現及び諸課題へ対応することで生駒市が目指す将来都市像「自分らしく輝けるステージ・生駒」を実現することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 生駒市及び奈良労働局は、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組の具体的な内容、実施方法を定め一体的かつ総合的に推進する。

- ①女性や子育て世帯等の多様な働き方を希望する市民等の就労支援に関する取組
- ②地元企業の人材開発や人材確保に関する取組
- ③新卒者等若年者の就職支援に関する取組
- ④その他、生駒市と奈良労働局が必要と認める取組

2 前項の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、生駒市及び奈良労働局が共同で設置する運営協議会が毎年実施するものとする。

(要請等)

第3条 生駒市長及び奈良労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 生駒市長及び奈良労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、生駒市及び奈良労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、生駒市及び奈良労働局は誠意を持って協議し定めるものとする。

する。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、生駒市長及び奈良労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月22日

生 駒 市 長 小 紫 雅 史

厚生労働省奈良労働局長 鈴 木 伸 宏